

特定非営利活動法人 Rights  
スウェーデンスタディツアー  
報告書

<ダイジェスト版>

2010年8月



# ◆◇目 次◇◆

<b>第 I 章 調査の概要と背景</b> .....	1
1. 調査目的.....	1
2. 調査の概要.....	1
<b>第 II 章 調査報告：行政官庁</b> .....	2
1. 青年事業庁.....	2
2. 学校教育庁.....	5
<b>第 III 章 調査報告：若者団体</b> .....	7
1. LSU（全国青年組織協議会）.....	7
2. 全国若者会（SWEDEN'S YOUTH COUNCIL）.....	8
3. 全国生徒会（SVEA）.....	9
4. 学校選挙 2010.....	12
<b>第 IV 章 調査報告：政党・その他</b> .....	14
1. 社会民主党青年部（SSU）ヒアリング報告.....	14
2. 左党ウプサラ市議会.....	15
3. フリースヒューセット.....	16
<b>第 V 章 まとめと考察 ー日本に対する示唆ー</b> .....	19
1. スウェーデンの若者参画政策：まとめ.....	19
2. 現地調査から日本に対する示唆.....	20
<b>参考文献</b> .....	21



# 第1章 調査の概要と背景

## 1. 調査目的

スウェーデンはヨーロッパの若者政策・若者参画政策をリードする国であり、官民で数多くの先進的な取組を行っている。

今回のスタディツアーでは、スウェーデンの現状・事例を視察し、日本の若者政策・若者参画政策への示唆を得る。

## (3) 調査協力者

菅 源太郎 NPO 法人 Rights 代表理事  
 津富 宏 静岡県立大学国際関係学部准教授  
 澤野由紀子 聖心女子大学文学部教授  
 高橋 仁 松下政経塾政経研究所研究員

## 2. 調査の概要

### (1) 期間

2010年5月2日(日)～5月9日(日)

### (2) 参加者

高橋 亮平 NPO 法人 Rights 副代表理事  
 小林 庸平 NPO 法人 Rights 副代表理事  
 宮本みち子 放送大学教養学部教授  
 林 寛平 東京大学大学院教育学研究科博士課程／日本学術振興会特別研究員  
 杉浦 真理 立命館宇治中学高等学校教諭  
 井田佐恵子 駒場東邦中学・高等学校教諭  
 京極 理恵 読売新聞記者  
 菅 典子 映像ジャーナリスト  
 両角 達平 静岡県立大学国際関係学部3年生／若者エンパワメント委員会代表  
 山本 晃史 静岡県立大学国際関係学部2年生／若者エンパワメント委員会

## (4) 訪問先

日	訪問先
5月3日 (月)	学校教育庁 全国若者会 ストックホルム市議会(傍聴)
5月4日 (火)	青年事業庁 市民大学(受講)
5月5日 (水)	全国生徒会(SVEA) フリースヒューセット 社民党青年部(SSU)
5月6日 (木)	ガムラ・ウプサラ学校 フレドリカ・ブレマー学校 ウプサラ左党
5月7日 (金)	学校選挙2010 全国青年協議会(LSU)

## 第 II 章 調査報告:行政官庁

### 1. 青年事業庁

#### (1) 青年事業庁の概要とスウェーデンの若者政策の基本的な考え方

スウェーデンの若者政策の中心的な役割を担っているのが青年事業庁である。青年事業庁は、社会統合・平等省 (Integrations- och jämställdhetsdepartementet、英訳: Ministry of Integration and Gender Equality) に属しており、1994 年に設置されている。

スウェーデンの若者政策は比較的歴史が新しい。近代若者政策は、19 世紀末～20 世紀初頭の学校システム・余暇活動組織の形成に端を発する。1960 年代までは、スウェーデンの若者政策の主たる関心は若者の余暇活動や組織活動、健全育成にあった。しかし、若者の高い失業率や社会的排除、社会的影響力の低下などが見られるようになり、若者政策がカバーする範囲は生活全般に着目したものへと変化してきた。1985 年は国連の世界青年年であり、世界青年年はスウェーデンの近代若者政策の出発点となっている。世界青年年の翌年の 1986 年には、若者政策担当大臣が設置され、若者政策が政府の重要な政策の 1 つとして位置づけられることになり、1994 年に若者政策法がまとめられた。1998 年に第 2 次若者政策法が成立し、2004 年には若者政策に関する新しい法律「決定する力ー幸福への権利 (The Power to the Decide—The Right to Welfare)」が国会で可決している。

スウェーデンの若者政策には 2 つの目標

が掲げられている。1 つは若者 (政策上は 13～25 歳を若者と位置づけている) が社会的な意思決定に対して実質的な影響力を有すること、もう 1 つは若者の幸福 (welfare) に対する実質的なアクセスを保障することである。この 2 つの目的は、若者が社会の発展や自分たちの生活に対して、影響力を行使できなければならないことを意味している。

「実質的な影響力」の範囲には、友人関係や家族関係だけでなく、住環境や学校環境、就業環境等も含まれており、社会の発展や自分たちの生活に対して若者が積極的に関われるように環境整備していくことが、スウェーデンの若者政策の目的だといえる。

こういった背景には、若者の知識、創造性、経験等は社会にとって貴重な資源であり、それを活かしていくことが社会全体に利益になるという考えがある。

#### (2) 若者政策の 4 つの視点

スウェーデン議会と政府は、若者に対する公共サービスを提供する際の 4 つの視点を採用している。

##### ① 資源 (resource)

利用 (use) は、若者のユニークな知識や経験、価値によって作られなければならない。

##### ② 権利 (rights)

若者はよりより生活条件を得る権利を有している。この権利には、若者自身の生活に影響を与える権利や、社会の発展に影響

を与える権利も含まれている。

### ③自立 (independence)

政府は、若者の自立の機会をサポートしなければならない。そのためには、知識や金融資源へのアクセスが必要であるし、差別から自由である必要もある。

### ④多様性 (diversity)

全ての若者は一様ではない。若者政策はこれらの多様性に配慮することが重要である。

こうした4つの視点を基に、国会では若者政策の5つのメインフィールドを設定し、重点的な取り組みを行なっている。

#### 【スウェーデン若者政策のメインフィールド】

- 教育と学習
- 健康と脆弱性
- 影響力と代表性
- 仕事とサポート手段
- 文化と余暇

以下では、青年事業庁が若者政策の執行において担っている役割を詳述していく。

#### ア) 若者政策のフォローアップ

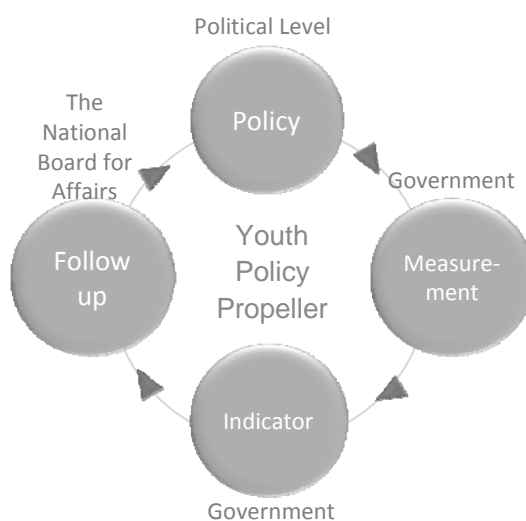
若者政策の5つのメインフィールドを見ても明らかなように、スウェーデンの若者政策は幅広い分野にわたっており、青年事業庁が全ての若者政策を執行している訳ではない。青年事業庁は、スウェーデンの若者政策の2つの目標に基づいて、各省庁の若者政策が適切に執行されているかを評価する役割を担っている。フォローアップの仕組みを図示したものが図表1の「若者政策のプロペラ」である。

図の上の部分に示されている政治レベル

において、政策が決定される (policy)。次に、各省庁はそれにしたがって政策の執行を行なっていくが、各省庁は政策の実施によってどういった変化が生じているかを測定する (measurement)。そして政策の変化を指標化する (indicator)。各省庁は、約80の指標に基づいて若者が置かれている状況を毎年報告する義務を負っている。報告義務を負っている政府機関としては、公共雇用サービス (Swedish Public Employment Service)、国家犯罪抑止協議会 (National Council for Crime Presentation)、経済・地域発展庁 (Swedish Agency for Economic and Regional Growth)、学校教育庁 (National Agency for Education)、国税庁 (Swedish Tax Agency) などがある。青年事業庁は各省庁から報告された指標・レポートを分析・要約し、政策決定レベルにフィードバックを行なっていく。

このように、青年事業庁が若者政策のフォローアップを行なうことで、政策の実施の確実性が高められている。

図表 1 若者政策のプロペラ



## イ) 調査研究

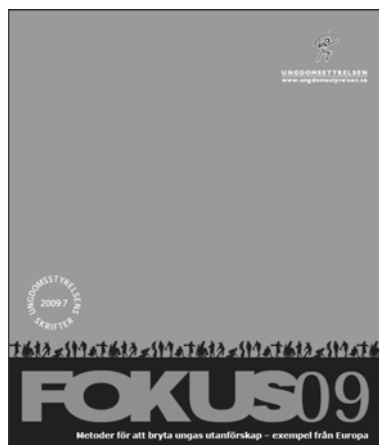
適切な若者政策を実施するためには、若者がどういう状態に置かれているかを知ることが不可欠である。

青年事業庁では、若者に関する特定のテーマに焦点を当てて、「FOKUS（英訳：FOCUS）」という調査研究レポートを毎年作成しており、政府に対して政策の提案も行っている（図表 2）。FOKUSで取り上げるテーマは、スウェーデンの若者政策のメインフィールドが中心となっている。また青年事業庁では、毎年数多くのサーベイ調査（アンケート調査）を実施している。

図表 2 FOKUS のテーマ

年	テーマ
2005	若者の自立と自助
2006	若者の文化と余暇
2007	若者の健康と脆弱性
2008	若者の疎外感
2009	若者の疎外感と EU の実例
2010	若者の影響力と代表性

### 【FOKUS09】



## ウ) 地方政府へのサポート・LUPP

スウェーデンでは、中央省庁だけでなくランスティング（県）やコミューン（市）も若者の問題に対してそれぞれ責任を有している。青年事業庁は地域の若者政策の発展・実施のサポートを行なっている。

具体的なサポートの1つが「LUPP」である。LUPPは英語のLoupe（虫眼鏡）と同じ意味であり、若者の状況を拡大して観察するという意味を含んでいる。LUPPは青年事業庁が行なっている若者に対するアンケート調査である。青年事業庁はコミューンと共同して、地域の若者がどういった状況に置かれているか、300程度の質問項目によって明らかにしている。質問項目は、学校、余暇、社会に対する影響力、将来に対する認識、政治的な関係、仕事、健康、安全等から構成されており、主として①コミューンが若者政策を発展させたいと考えているか、②若者政策に投入されているリソースはあるか、③若者サーベイを実施するための幅広い政策的サポートがあるかといった3つの評価基準から評価されている。

LUPPは中学生、高校生、19～25歳を対象に行なわれており、年齢階層ごとに質問内容は少しずつ異なっている。低年齢では学校に関する質問のウエイトが多く、年齢が高くなると仕事に関する質問項目が増えていく。

LUPPは希望する各自治体をローテーションで調査しており、現在までに290ある自治体の約半数が調査を終了している。LUPPは国や青年事業庁の政策に還元できるだけではなく、データとして国レベルで活用できるほか、自治体でも活用できると

いうメリットがある。若者政策を実施するに当たっての事前情報や政策目標の設定に役立てられると共に、若者政策の実施によってどういう効果が生まれたのかをアセスメントするためのツールとしても利用されている。

FOKUS や LUPP は、若者が置かれる社会的状況の把握や、若者のニーズの把握、政策のアウトプットの測定等に用いられており、知識に基づく若者政策 (knowledge-based youth policy) の実施に重要な役割を果たしている。

#### エ) 若者自治体オブザイヤー

また青年事業庁は、優れた若者政策を実施した自治体を「若者自治体オブザイヤー (The Youth Municipality of the Year)」として毎年表彰しており、受賞自治体は賞金として 150,000 クローナを受け取る。

スウェーデンは、地方分権化した国であるため、政府の組織や機関として上から命令することはできないため、知識については青年事業庁が持っておりアイデアは提供するが、それを受けての実践は自治体が行うことになる。

#### オ) その他

青年事業庁は、若者組織、女性団体、マイノリティ団体等に補助金を出すことで、活動のサポートを行なっている。補助金は各団体のプロジェクト単位で出されることもあれば、団体の運営サポートとして支出される場合もある。後述する若者団体の多くや政党青年部も、青年事業庁からの補助金を得ている。

#### 【青年事業庁ヒアリング時の写真】



## 2. 学校教育庁

学校教育庁は、幼稚園、学童、基礎学校、高校、成人教育等について、統制、支援、フォローアップを行なう行政庁である。日本では文部科学省初等中等教育局などが担当する分野の仕事をしている。学校教育庁は教育省 (Utbildningsdepartementet、英訳: Ministry of Education and Research) に属しており、教育省が政策の企画・立案を行い、学校教育部門の執行を学校教育庁が行なっている。

スウェーデンは NPM (New Public Management) の考え方に従って、政策の企画・立案と執行が明確に役割分担されており、13 の省の役割は政策の企画・立案に限定されているため職員が 200 人を上回る省はほとんどなく日本の省と比較するとき環待て小さく、その時の政策課題や大臣の所掌分野に応じて柔軟に組み替えが行なわれる。一方、政策の執行は約 300 の庁で担う。庁の規模は業務によって異なり、職員が数十人の庁から数千人の庁まで存在している。

また、スウェーデンの行政機関は地方分権が進んでおり、学校教育はコミュニケーションの

役割である。そのため国の機関である学校教育庁は、学校教育の目標設定や規制の実施、地方に配分される補助金の決定、学校教育の監督・モニタリング等を担っている。

スウェーデンのシティズンシップ教育・民主主義教育のアサインメントは3つに分かれている。第一が民主主義の基本的な価値を子どもたちに教えること。第二が学校・幼稚園等が民主主義に則って運営されることであり、スタッフや生徒が学校運営に民主的に参加することは、彼らのエンパワメントにつながると考えられている。第三に、学校教育によって参加者の民主的素養が育てることを通じて、社会への参加者が民主主義をうまく機能させられること。これは、社会的なソリダリティ（連帯）に影響を与える。

これらの要素は、学校教育の特定の科目で教えられているのではなく、様々な科目に散りばめられている。

またスウェーデンでは、学校に政党を招いて、討論会等を実施することが奨励され

ている。政党を招いて討論会を実施することによって、生徒がディスカッションをしたり、質問の準備をしたりすることになり、シティズンシップ教育の優れた実践の場になると考えられている。学校教育庁では、学校に政党を呼ぶ際に参考となるサポートマテリアルを作成し、学校が政党に対してどう対応すべきかの情報提供を行なっている。

### 【学校教育庁ヒアリング風景】



## 第 III 章 調査報告:若者団体

### 1. LSU (全国青年組織協議会)

#### (1) 概要

LSU (全国青年協議会 (Landsrådet för Sveriges Ungdomsorganisationer (LSU)、英訳: National Council of Swedish Youth Organizations)) は 1948 年に設立された団体であり「若者の手で、若者のために by the youth, for the youth」をスローガンに掲げている。LSU の概要を示したものが図表 3 である。LSU は、若者に関わる文化団体、環境団体、生徒会組織の他、政党青年部等で構成されているアンブレラ組織である。傘下 76 団体の延べ会員数は約 50 万人、専従スタッフは、9 名の雇用者、1 名の事務局長、1 名の会長で構成される。傘下の団体は LSU に会費を支払うと共に、役職員の派遣や LSU の運営について意見を表明する。それに対して LSU は、各団体に対して教育プログラムの提供や団体間交流の機会の提供、各団体が政府に対してロビイングをする際のサポートなどを行なっている。

LSU の特徴を端的に示しているのが写真の旗である。左側にある人のシルエットが若者を、右側の建物が国会を表しており、LSU は若者の声を国会に伝える拡声器の役割を担っている。若者は社会のマジョリティではなく、他世代に比べて経験や知識も不足している場合が多い。そのため、社会的意思決定過程の場に若者を参加させるだけでは、若者の意見は政治の場に十分反映されない。一つひとつの団体の声は小さくなるかもしれないが、LSU という拡声器

を利用することによって、若者意見が政治の場に反映させられる仕組みをつくり上げているのである。

#### 【LSU の役割を象徴する旗】



#### (2) 政策形成への影響力

LSU は、政府の若者政策に対するロビイングやパブリックコメントへの意見表明、政策提言などを行なっている。若者の意見を国の政治に反映させることは LSU の重要な使命であり、ロビイングを行っているが、政府における LSU のカウンターパートは、LSU 側でどういった立場の人間がロビイングするかで変わる。LSU の会長がロビイングに行く際は政府も大臣または青年事業庁長官が対応し、LSU が事務局長なら先方も事務局長、LSU がスタッフなら青年事業庁のスタッフと会うことになる。LSU は青年事業庁長官や省とも良い関係を維持しており、新しい政策を作る際や調査を行う際には、初めからコミットすることもあるし、政策立案・調査実施のメンバーとして

加わることもある。また、政府側から LSU に意見を求めてくることや政策に対するパブリックコメントという形で関わることもある。

また、毎年代表を国連の総会に送り込み、国連の会議でスピーチをするほか、EU のユースイベントにも参加するなど、EU 等に対しても若者政策のロビイングや提言を行なっている。

### (3) 予算

LSU の予算における会費の占める割合は小さく、社会統合・平等省等から補助金から成り立っており、新たなプロジェクトを行う際には、別途お金を得ている。予算は毎年同額ではないが、本年度の収入総額

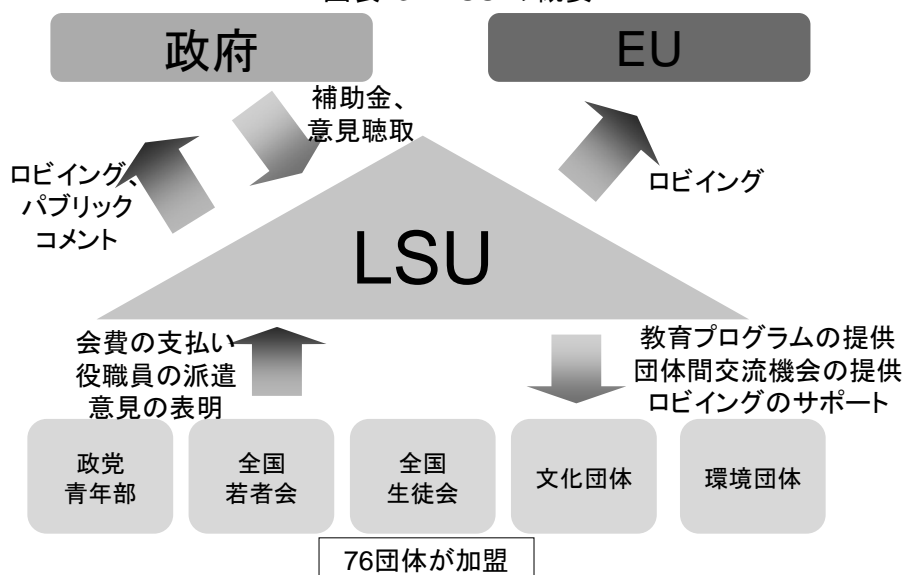
は、4,000 万クローナ位である。

【LSU ヒアリング時の写真】



※後列中央が Seher Yilmaz LSU 代表

図表 3 LSU の概要



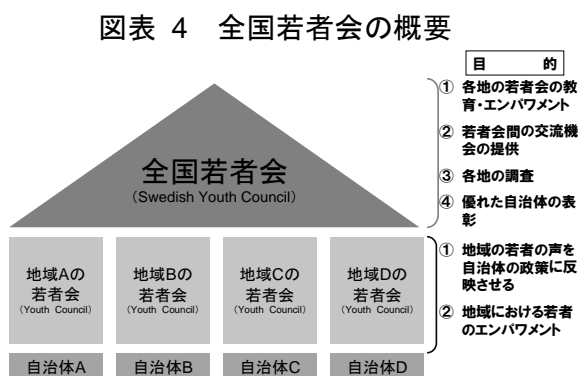
## 2. 全国若者会 (Sweden's Youth Council)

全国若者会 (Sveriges Ungdomsråd、英訳 : Swedish Youth Council) は、2003 年

に設置された組織であり、「地域の政策に若者の声を反映させること」「若者をエンパワメントすること」を目的とした非営利団体である。全国若者会は各地にある若者会の

アンブレラ組織である。スウェーデンには290のコミュニティがあるが、そのうち約150のコミュニティには若者会（Ungdomsråd、英訳：Youth Council）があり、約70の若者会が全国若者会メンバーとなっている。自治体ごとの若者会の活動レベルはさまざまであり、会議を時折開催するだけの若者会もあれば、市の公的機関になっている若者会もある。

全国若者会の概要を示したものが図表4である。各地の若者会は、地域の政策に若者の声を反映させることと、若者をエンパワメントすることを目的としている。全国若者会は各地の若者会のアンブレラ組織であり、主として①各地の若者会の教育・エンパワメント、②若者会間の交流機会の提供、③各地における若者の参画状況の調査、④優れた若者参画を実施している自治体の表彰などを行なっている。



全国若者会の最高議決機関である総会には120名ものメンバーが参加するが、全国若者会の組織自体は非常にスリムで、総会の下に全国の若者会の代表者たち7人による理事会（board）が設置されている。理事は副代表が23歳で最年長で、最年少は16歳である。有給の職員のほかに会議や教

育プログラムの際に手伝うボランティアがおり、13歳から25歳の会員によって構成される。

主な活動は、国や地方での意思決定に若者の影響を与える機会を提供すること、地方における若者のサポートと若者同士が互いに刺激し合い学びあえるミーティングプレイスを創造すること、全国若者会の発展を通じて日々の若者自身の生活を豊かにすることなどである。

予算は、主に青年事業庁と公共遺産基金（Allmänna Arvsfonden、General inheritance fund）からの補助金によって運営されている。

### 3. 全国生徒会（SVEA）

#### (1) スウェーデンの学校民主主義

スウェーデンでは学校民主主義（School Democracy）が重視されており、生徒会活動が民主主義的素養やシティズンシップを育てるものとして重要視されている。

図表5はスウェーデンにおける一般的な学校民主主義を図示したものである。まず学校の各クラスの代表者が生徒会に選出される。生徒会はさらに代表者を学校評議会に送り込む。学校評議会は学校の最高意思決定機関であり、校長、教師、親なども参加する。

#### (2) 全国生徒会（SVEA）の概要

全国生徒会（Sveriges elevråd、英訳：Swedish Student Council）は、各学校の生徒会の全国組織であり、①生徒会の活性化、②生徒の声が学校の方針に反映されるよう

にサポート、③生徒の権利に関する知識を向上させる、といったことを目的としている。具体的な活動分野としては、①生徒の権利に対する意識の向上、②生徒会のロールモデル（ベストプラクティス）の普及、③生徒会への教育・トレーニング、④政府に対するロビー活動（学校評議会の設置義務付けを求めている）、⑤生徒会間の交流の促進（年に3回の全国集会の開催）を行なっている。

### (3) 学校民主主義の実際と段階

全国生徒会（SVEA）は、なるべく多くの生徒会が学校における予算、環境、スケジュール、政策、教職員の採用について影響力を持てるようになるべきだと考えている。実際に生徒の意思決定への参加率は、学校と分野によって異なるが、学校環境に関しては意思決定に関わっている割合は100%であるが、政策については80%、スケジュールに対しては40%、教職員採用は20%と少なくなり、最も難しい意思決定の一つである予算については、0.1%程度しか行えていない。

こうした生徒の参加のレベルについて図表6の「影響を及ぼす階段」というものがある。

Step0 では生徒には決定事項が伝えられるだけというものが、提案に対して生徒からもフィードバックが可能になると Step1 となる。さらに複数の提案から選択できるようになると Step2 となり、ここで生徒に権限が発生する。これが大人と同等の意思決定権を有するようになると Step3 となり、ここまで来るには生徒の教育が必要になる。

最終的に目指すのは総合的な自己決定力を有する Step4 である。この段階は、ファーストプロポーザルの提案や議論のスケジュールにも関与できる段階である。

具体例を「予算」で説明すると、Step0 では評議会では予算について話したことの情報を生徒に流すということだけだが、Step1 では生徒から提案に対して思うことをフィードバックすることになるが意思決定は起きない、Step3 では何かについて大人と同じレベルで意思決定できるということになる。いずれにせよ生徒には理解力が求められ、そのためには予算についての重要事項などについての理解など教育が必要であると考える。

全国生徒会（SVEA）では、全国の生徒会のレベルがこの階段のように向上していくことを目指している。

総合力には、自発性、計画力、タイムマネジメントの3つがあり、学校評議会においては、意見を言うことで影響を及ぼすことはできるが、そのプロセスを最初から自発性を持って参加することが総合力を高めることとなるとしている。総合力をつけることは困難で時間を要するため、それでも育成しようとする経営責任者や校長がいることが大事であり、予算に関しても同様である。全国生徒会（SVEA）の執行委員会の17歳の生徒は10万ユーロを扱っており、年齢は関係なく17歳の若者でも巨額の予算に関わることができる。生徒が予算に関わるようにするためには、学校が教育をすればいいだけだと思っている。

#### (4) ロビー活動

全国生徒会では、政治家、国会議員、政府、国会へのロビー活動も重要な要素であり、代表自らが行う仕事でもある。

ロビー活動は、学校現場の中でも重要であり、教育の一環でもある。学校では生徒会のメンバーのために生徒から校長へのロビー活動などを通じてトレーニングされており、アイデアを実現するために必要なものと位置づけられている。

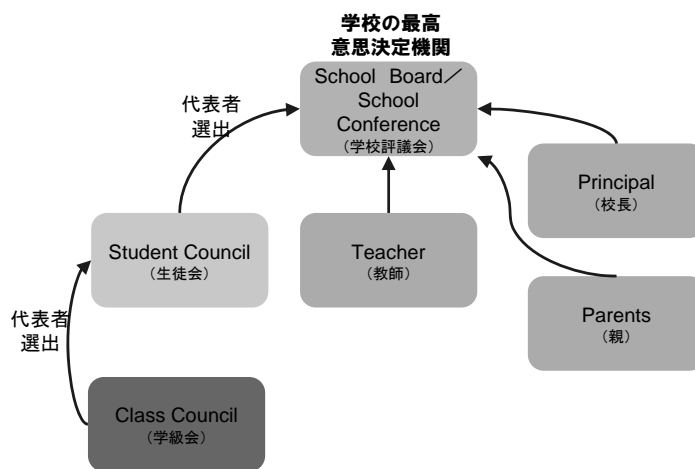
全国生徒会では、7党の国の教育担当者に2カ月に一度の頻度で会うようにしているほか、学校教育庁の長官や各省にも学期に一度会う。こうした活動を通じて政府関

係者や政治家と個人的な人間関係をつくり上げていくことロビー活動である。

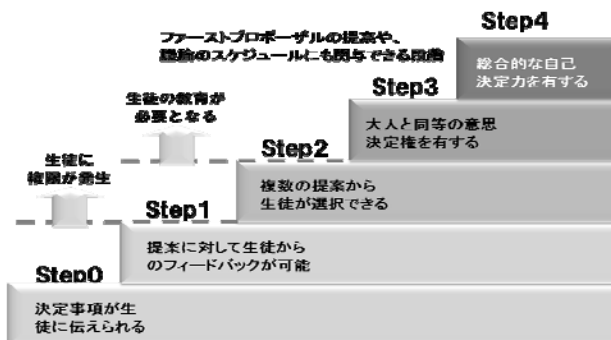
【全国生徒会ヒアリング時の写真】



図表 5 スウェーデンの一般的な学校民主主義



図表 6 影響を及ぼす階段



#### 4. 学校選挙 2010

スウェーデンの議員の任期は4年で国政選挙・地方選挙が同時に実施されるのだが、2006年に引き続き今年も選挙に併せて学校選挙が行なわれる。学校選挙 2010 (Skolval2010、英訳: School Election2010) は、学校での模擬選挙の実施を支援する団体である。学校選挙の運営主体は学校選挙 2010 と青年事業庁であり、スウェーデン中央生徒協議会 (Sveriges Elevrads Centralorganisation: SECO) や全国若者会も運営に参加している。

学校選挙の対象は中学生と高校生である。学校選挙 2006 では、全国 1379 の学校が参加し、404,917 人の生徒が投票した。図表 7 は学校選挙 2010 の運営体制を示したものである。

学校選挙への参加は各学校の主体性に任せられており、学校選挙を実施したいという学校は、運営主体を組織する。学校における運営は、①教師だけで行なう場合、②教師と生徒が行なう場合、③生徒だけで行なう場合、の3つに分かれる。高校の場合は生徒だけで実施するケースが多く、中学の場合は教師だけで実施する割合が高い。学校選挙を実施する場合は、社会統合・平等省に申請をする。社会統合・平等省は青年事業庁、学校教育庁、選挙管理委員会に連絡をする。青年事業庁は学校選挙キット (Election Box) を学校に送付する(写真)。また、青年事業庁は学校選挙 2010 に対して補助金を交付している。学校選挙 2010 は、各学校にマニュアルを送付すると共に、各学校から投票結果を送付してもらい、全国での投票結果を集計・公表している。学校

教育庁は、政党を学校に招いて討論会を開催する場合のガイドラインとなるサポートマテリアルを学校に送付している。また選挙管理委員会は、実際の選挙で使う投票用紙や投票箱を学校に対して提供している。

#### 【青年事業庁から送付される学校選挙キット】

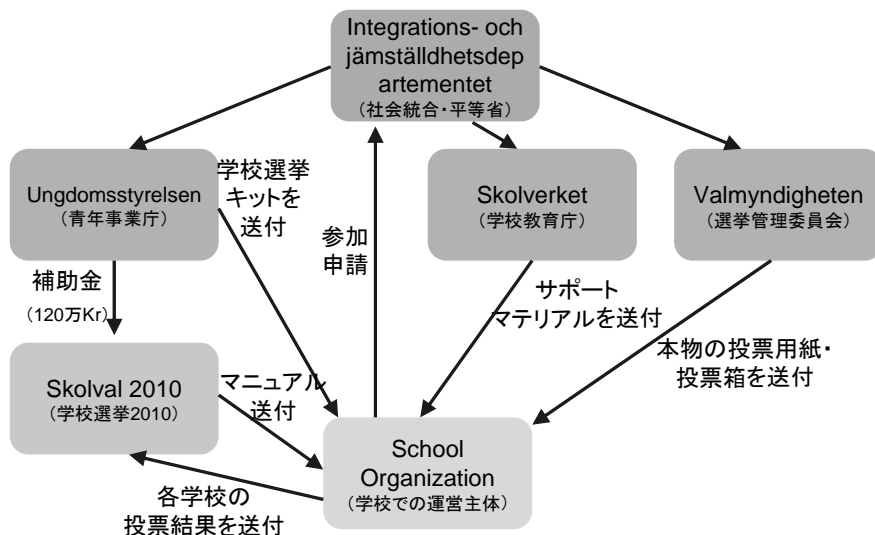


#### 【学校選挙 2010 ヒアリング風景】



学校選挙 2006 と実際の総選挙の結果を示したものが図表 8である。実際の総選挙と比較して、学校選挙では小規模な政党の得票率が高くなっているが、全体の傾向はかなり近いことが分かる。

図表 7 学校選挙 2010 の運営体制



図表 8 学校選挙 2006 と実際の総選挙の結果比較

学校選挙 2006 ( <a href="http://www.skolval2006.nu">http://www.skolval2006.nu</a> )		総選挙 ( <a href="http://www.val.se">http://www.val.se</a> )	
穏健党	26.20%	穏健党	26.23%
社会民主労働党	22.52%	社会民主労働党	34.99%
環境党・緑	10.86%	環境党・緑	5.24%
左党	10.37%	左党	5.85%
国民党・自由	7.67%	国民党・自由	7.54%
中央党	6.99%	中央党	7.88%
海賊党	4.44%		
スウェーデン民主党	4.31%		
キリスト民主党	4.29%	キリスト民主党	6.59%
その他	1.92%	その他	5.67%

## 第 IV 章 調査報告:政党・その他

### 1. 社会民主党青年部 (SSU) ヒアリング報告

スウェーデンでは、若者政策・若者参画政策において、政党の青年部が重要な役割を果たしている。スウェーデンの第1政党である社会民主党の青年部 (Sveriges Socialdemokratiska Ungdomsförbund (SSU)、英訳: Swedish Social Democratic Youth League) を例に、政党の青年部が果たす役割について紹介したい。

SSUは各コミューンに支部を持っており、その上位に26の地域支部があり、国レベルの本部がある。コミューンの支部では、青年部のメンバーのリクルートや草の根レベルでの若者の意見集約を行なっている。スウェーデンでは、政党青年部が学校の中に入って活動することが許されているため、学校における討論会への参加等も青年部の重要な役割になっている。

SSUは、社会民主党の青年部だが、予算も独立しており、政策もSSU自ら作成している。社会民主党とSSUの政策は基本的にはあまり変わらないが、党とSSUで異なる政策もある。例えば、若者の権利の保障や若者の住宅問題、選挙における比例代表名

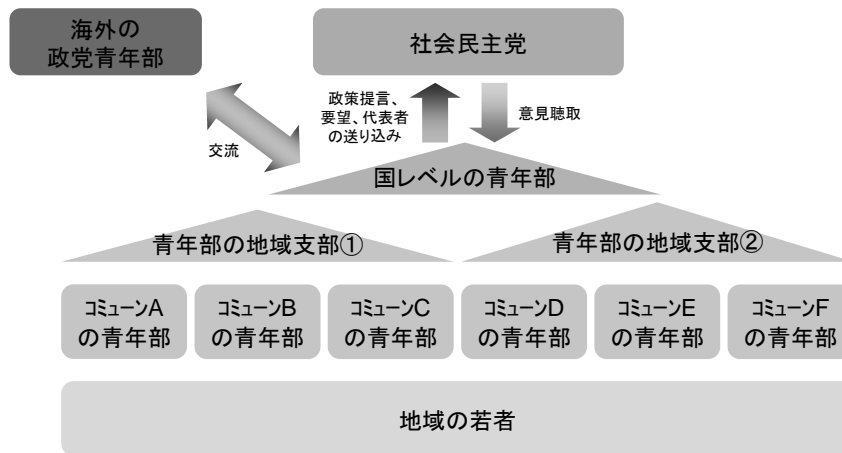
簿に掲載される若者の人数等については、SSUは社会民主党よりも積極的に取り組むべきだと考えている。また、SSUは社会民主党の総会に代表者を送り込むことができるほか、地域支部の代表者としてメンバーが党の総会に参加することができる。

SSUは海外の政党青年部との交流も積極的に行なっている。海外との交流においては、国際的な問題や政策について議論を行なっており、政治活動のための1つのトレーニングにもなっている。SSUの主要メンバーは、国会議員になり、政党のリーダーとして若くして政権の中核で働くことも少なくないが、それは若い頃からのさまざまなトレーニングの結果ともいえる。

#### 【SSU ヒアリング風景】



図表 9 社会民主党青年部の構造



## 2. 左党ウプサラ市議会

### (1) ウプサラ市議会

ウプサラ市議会は250人のメンバーで構成されており、左党は構成する7つの政党の一つであり、89議席中6議席を持っている。最大政党は、穏健党と社民党であり、20～30ある市の委員会のうち45人を左党が占めている。

ウプサラ市の左党では、現在、前選挙のユースポリシーの評価を行っており、社会主義的、女性の権利、平等を主張し、税金をみんなのために使うこと、みんなが安心して暮らせる、教育、住まいを目指している。リソースを公的に使うことを要望しており、若者に仕事を作ることや、失業率の対策などを目指している。社民党との違いは、仕事の経験がない若者に適切な給与を支払わせたいというところにある。穏健党や他の政党はどんな仕事でも良いとしているのに対し、自分たちのやりたい仕事についてもらうために、市場にまかせてはいけないうとして、適切な権利と教育で良い仕事につける環境を目指している。

また、住まいを見つけるのが難しい状況になっており、他の政党は市場にまかせるとしているが、それでは解決しない。環境党、社民党と協力して国有鉄道（敷設等）の業務を増やしたいとしているほか、ウプサラの軍用空港の民間利用に反対しており、教員も増やした方が良くしている。学校への援助や先生を増やすことで、若者が職につけるようにするほか、雇用者にインセンティブ（補助金）をあたえて雇用を増やす。この際、26歳以下の若者を失業保険で失業に対するのではなく、公務員を増やし雇用することを提案している。現状では学校カウンセラー、学校心理士、進路カウンセラー常駐しておらず、もっと教育に投資すべきであると考えている。

### (2) 左党青年団

若者政策は、左党では若者組織（青年団）に聞いて、半年間かけて議論した上で、総会で決定して政党プログラム化する。生徒会の役割に期待しているが、現在の生徒会は機能していないため、停滞している生徒

会への投資を変えることで再活性化させたい。生徒会に4年間などの長期化予算を組ませることや、子どもたちがもっと校長に主張する環境を整備することが重要である。生徒は、校舎から教育の内容までもっと関与すべきである。民主主義を活性化することが重要であり、そのためには若者と政治家を直接コンタクトが重要である。

政党の学校訪問への対応は、学校によって異なり、学校で政党に来て下さいという期間もあるがそうでない時に行くこともある。基本的には校長の判断で、全政党を員呼ぶ場合もあれば、そうでないこともある。

左党青年団は、選挙に協力するなど左党を応援する青年組織であるが、政党とは独立しており、学校などへ訪問する際も、左党ではなく左党青年団の代表として話をする。

#### 【ウプサラ左党ヒアリング時の写真】



### 3. フリースヒューセット

フリースヒューセットは、1984年に子どもたちがバスケットや音楽をすることから始まった。当時使われていなかった冷凍室を使用したことから今の名称（Fryshuset

は冷凍室の意味）となる。多くの学校、社会が生徒の好奇心を育てることなく知識のみ提供しているのに対し、学校をより魅力的なものにしようと、スポーツや音楽を組み込んだ魅力的な学校をつくった。

スウェーデンでは、初等学校は9年、中等学校は3年となっており、初等学校の多くはユースクラブ（放課後活動の場）を持つが、中等学校は持たないため、初等学校で始めたクラブ活動が継続できない状況があった。また、政治体制が変わって若者予算が減らされたため、従来80あったユースクラブが30に減っていた。かつては、全てのユースクラブを中央政府が運営していたが、現在は、地方政府や民間の運営になっており、こうした中で若者たちがバスケットボールやロック音楽を行うためのインフラを作っていく必要があった。

代表のカールバーグは、1968年の学生運動の闘士であり、設立当初の本業は建設業で、YMCAのバスケットボールのコーチをしていた。

#### (1) 社会的統合の必要性

フリースヒューセットの背景には、社会的統合（social inclusion）の必要性がある。2009年11月に、2010年以降のEUの若者政策を展望する枠組みとして「若者政策の新たな枠組み 2010-2018」<sup>1</sup>がEU理事会によって採択された。この中でも、若者の積極的シティズンシップとして社会的統合の推進が求められている。

EU諸国では、18歳までを子どもとして捉え、それ以上を大人として扱ってきたが、

<sup>1</sup> Council of the European Union (2009)

社会状況の変化とともに若年雇用や住宅供給の問題などへの対応が求められるようになり、若者政策のスコープは20~30代まで広がってきた。若者の自立・自律を促すための政策は「移行期政策（transition policy）」と呼ばれている。

移行期政策の焦点は、若者の失業問題など労働雇用に絞られがちだが、スウェーデンでは多民族化や外国人労働者の問題が顕著になっており、労働雇用政策や教育政策だけではカバーしきれない層が増えてきている。

社会的統合とは、まさにこうした層への働きかけであり、貧困と社会的排除に陥らないようにするための手段でもある。こうした社会的統合の具体策について、「若者政策の新たな枠組み 2010-2018」では、ユースワークやユースセンターの機能を最大限に発揮すること、コミュニティのつながりと連帯の改善によって若者の社会的排除を減少させる教育の充実、雇用及び社会的統合などの問題が相互に結びつくように分野横断的なアプローチを採用すること、求められるスキルの短期的マッチングと長期予測による労働市場の需要に適したスキルの供給と、それによる投資の増進などと示されているが、フリースヒューセットの活動は、まさにこうした社会的統合への民での具体的な取り組みといえる。

## (2) 教育プロジェクト・余暇活動

フリースヒューセットの学校では、カナダで始められたPBL（Problem Based Learning。問題解決型学習）を採用している。プロジェクトごとにチームを組んで複数の

科目を統合して学ぶ。他の学校と比べ実際の社会と似た形で教育が行われ成功している。

フリースヒューセットは、フリースクールであり私立学校であるが、コミュンから予算が出ており、生徒や親は学校を選ぶことができ、選ばれたらバウチャーが来るようになっている。

フリースヒューセットの発祥となった余暇活動（Passionate interests）では、2,000~3,000人の少年がバスケットボール、4,000~5,000人がスケートボード、600~700人がリハーサルルームを使って音楽をしたり、楽器、ダンスコースもあり、14,000人がそれぞれ活動している。活動はオープンにしており、問題を抱えた人に限っているわけではない。バスケット、スノーボ等にはストックホルム近郊からたくさんの生徒が集まっている。50%がストックホルム市内から、25%が周辺自治体から、残りの25%が全国から（祖父母のうちから通う等して）。非常にミックスされた場所であり、すべての人を歓迎しており、実際に元ビジネスマンも元ギャングから抜けてきた人間もいる。以前、移民の子どもが何%いるかと尋ねられ、わからなくて事務局に聞きに行ったくらい。「統合」はすでに到達して乗り越えた段階であり、過去を振り返るより今が大事である。

## (3) ソーシャルプロジェクト

また、フリースヒューセットの活動分野3つの脚（legs）に例えられ、教育のほかに余暇活動、また特徴的な活動としてソー

シャルプロジェクトがある。ソーシャルプロジェクトは 12~13 のプロジェクトからなり、それぞれの対象に合わせて個別なアプローチを行っている。

その一つが「Lugna Gatan」（静かな通りの意味）というフリースヒューセット最大のプロジェクトであり、若者たちに良い環境で成長してもらうことを目的として、スタッフはハイスクール、ギムナジウム、メトロ駅等で活動している。破壊的行動をする途上にある若者達が、責任感を持つ積極的リーダーになることで、移民達が社会や職場、マーケット、教育等に統合されることにもつながる。

次に「Elektra」である。アラブ系では文化の違いにより「名誉の文化」の犠牲になる子どもたちがおり、とくに家族のルールは若い女性に厳しい。そこで若い女性を対象に安全ハウス（シェルター）やプロのカウンセリングを提供する等のサポートを行っている。

この他にも少年を対象とした、男女それぞれへの自尊心、男女の役割、健康について教え、グループアクティビティーによるカウンセリングも行う「Brobyggarna」や、

価値観や倫理等について学校に行って話す「Dinbror」（あなたの弟の意味）、少女を対象とした夜の街でパトロールをして家に帰るよう補導したりする「United Sisters」などがある。

【フリースヒューセット ヒアリング 時の写真】



## 第 V 章 まとめと考察 —日本に対する示唆—

### 1. スウェーデンの若者参画政策：まとめ

スウェーデンの若者参画政策から得られる示唆を整理したい。

#### (1) 若者政策の頑健な推進体制

若者政策担当大臣の存在や、青年事業庁による他省庁・地域の若者政策のフォローアップ・レビューシステムによって、若者政策のPDCA（Plan-Do-Check-Action）サイクルが確立されている。また、若者団体の活動に対して、青年事業庁から補助金が拠出されており、民間レベルの若者政策・若者参画政策活動のサポートが行なわれている。

#### (2) 「民主主義を体感」する仕組み

スウェーデンでは、民主主義や社会参画を「体感」する仕組みが随所に散りばめられている。

第一に、学校では生徒会活動や学校民主主義を通じて、意思決定に参画していく練習が行なわれている。また、選挙の際には多くの学校で学校選挙や政党の討論会が開催され、現実の政治について学校の中で学ぶ機会が用意されている。

第二に、地域においても若者の声が社会的意思決定過程に反映される仕組みがつけられている。

第三に、政党青年部は若者の意見を草の根で集約して、政党の政策に反映させる役割を果たしている。同時に、政党青年部が

若者のエンパワメントを行なっている。

こういった多様な仕組みが、スウェーデンの民主主義を支える分厚い層を生み出している。

#### (3) 若者の声が反映される仕組み

スウェーデンの若者政策法では、若者に影響を及ぼす政策を実施する際は、若者の声を聞くことが義務付けられている。また若者側からも、LSU や政党青年部、若者会など、若者の声を吸い上げる多くの仕組みが存在している。

#### (4) 人材の流動性の高さ と 多様なライフコース

若者団体や行政など、人材の流動性の高さを指摘することができる。図表 10 は多様なキャリアアップの一例を示している。例えば、2006 年に学校選挙を実施した若者が、青年事業庁に移って学校選挙 2010 を政府側からサポートする役割を担っている場合や、若者団体に活動していた人が LSU の代表者になっているケースもある。つまり、社会活動における経験がキャリアとして認められ、その後のステップアップのきっかけになっている場合が少なくない。

またスウェーデンでは、教育制度が複線化しており、成人教育も充実しているため、日本のように「高校→大学→就職」といった単線的な経路を必ずしもたどらない。例えば、高校で生徒会活動に取り組んでいた

若者が、卒業後に全国生徒会で活動をし、数年後に大学に進学するというステップをたどることもある。仕事をしながら、大学などで新たに学び直すことも一般的である。こういった多様なライフコースの存在も、若者が社会参画活動に関わりやすい土壌を生んでいるものと考えられる。

図表 10 多様なキャリアアップの例

以前のキャリア		現在のキャリア
地域の若者会	→	全国若者会
学校の生徒会	→	全国生徒会
政党青年部	→	政治家
若者団体	→	LSU
学校選挙 2006	→	青年事業庁

## 2. 現地調査から日本に対する示唆

以上では、日本の若者が置かれている経済的・社会的・政治的状況を概観した上で、EU およびスウェーデンの若者政策・若者参画政策について見てきた。今までの日本の若者政策・青少年政策は、青少年の健全育成やスポーツ・文化活動に重点が置かれてきており、若者の社会参画、自律、エンプロイアビリティの確保という点には十分な配慮がなされてこなかった。近年ではようやく、フリーター、ニート、非正規雇用といった現象が社会問題化していく中で、若者のエンプロイアビリティの確保については一定の施策が行なわれるようになってきたが、未だに若者の社会参画という視点には十分な目配りがなされていない。2010年7月に公表された「子ども・若者ビジョン」では「シティズンシップ教育の推進」や「子ども／若者の意見表明機会の確保」が盛り込まれた。これは今までの日本の若

者政策から考えると、非常に大きな第一歩だと評価できるが、子ども・若者の社会参画を実現していくための具体的な姿はまだ見えてこない。

そこで日本の若者政策・若者参画政策に必要な具体的な視点として、スウェーデンの実例検証から得られた考察に基づいて、いくつかの課題を指摘したい。

第一は若者政策・若者参画政策の推進体制の確立である。これまで見てきたように、若者政策・若者参画政策がカバーすべき範囲は非常に多岐にわたるため、ひとつの省庁が全ての政策分野を所掌することは不可能である。このため、各分野の若者政策・若者参画政策をフォローアップ・レビューする体制を確立し、PDCA サイクルを回していくことが求められる。

第二に、国や自治体の審議会に一定の子ども・若者枠（クォータ制）を設けるなど参画の仕組みをつくることである。現状、子ども・若者政策の議論は「大人」が担っているケースがほとんどだが、当事者である子ども・若者の声を反映させる仕組みをつくることは非常に重要である。例えば、男女共同参画政策では、国や自治体の審議会に女性枠が設けられ、女性の比率が徐々に高まってきた。同様の流れを、子ども・若者政策でも確立していくのである。もちろん、経験や知識の少ない子ども・若者が、すぐに「大人」と対等に議論することは簡単ではない。審議会に子ども・若者枠を設けると共に、子どもや若者が発言できるように教育訓練の場をつくっていくことも必要である。

第三に、行政の中にNPOで活動する若者や当事者である若者が活躍する場をつくっ

ていくことが必要である。近年、日本の貧困や自殺対策、障害者施策については、現場で問題に取り組むNPO関係者や当事者が行政の中に入って政策の実現を行なっていくケースが増えてきている。若者政策・若者参画政策についても、NPOで活動する若者や当事者を行政の中で活かしていく仕組みが必要である。現場で活動する若者が行政の内部で政策に関わることで、行政にとっては現場の経験を政策に反映でき、若者にとってはNPOでの経験がキャリアアップにつながり、双方にメリットが生まれる。例えば近年、全国規模での模擬選挙の実施が進んできているが<sup>2</sup>、模擬選挙に携わった若者が、行政の側から模擬選挙のサポートに関わることができれば、模擬選挙を支える層の厚みが増すことになり、日本の政治教育・シティズンシップ教育が大きく進展することになるだろう。

## 参考文献

- 小林庸平 (2010) 「スウェーデンの実例から見る日本の若者政策・若者政策の現状と課題」『季刊 政策・経営研究』2010 Vol.3
- 高橋亮平・小林庸平・菅源太郎・特定非営利活動法人 Rights 編著 (2008) 『18歳が政治を変える！ ―ユース・デモクラシーとポリティカル・リテラシーの構築―』現代人文社

宮本みち子 (2006) 「EUにおける若年者雇用と若者政策」樋口美雄・財務省財務総合政策研究所編著『転換期の雇用・能力開発支援の経済政策』日本評論社

Commission of the European Communities (2001) *European Commission White Paper: A New Impetus for European Youth*

Council of the European Union (2009) *A Renewed Framework for EU Cooperation in the Youth Field 2010-2018*

青年事業庁ホームページ：

<http://www.ungdomsstyrelsen.se>

学校教育庁ホームページ：

<http://www.skolverket.se/>

社会統合・平等省ホームページ：

<http://www.regeringen.se/sb/d/8324>

全国若者会ホームページ：

<http://sverigesungdomsråd.se/>

全国生徒会ホームページ：

<http://www.svea.org/>

学校選挙 2010 ホームページ：

<http://www.skolval2010.se>

全国青年協議会ホームページ：

<http://www.lsu.se/>

社会民主党青年部ホームページ：

<http://www.ssu.se/>

<sup>2</sup> 日本における模擬選挙については、模擬選挙推進ネットワーク

(<http://www.mogisenkyo.com/>) のホームページが詳しい。

特定非営利活動法人 **Rights**

〒180-0022 東京都武蔵野市境 1-17-6-511

TEL&FAX : 0422-51-4421

URL : <http://www.rights.or.jp/>

E-mail : [info@rights.or.jp](mailto:info@rights.or.jp)